

平成19年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成19年12月7日(金曜日) 午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第12号直接審議(先議)

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員(24名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
24番	神 子 功	26番	林 一 哉

欠席議員(1名)

説明のため出席した者

市 長	伊藤 忠良	副 市 長	鈴木 正美
教 育 長	米本 弥栄子	病院事務部長	伊藤 敬典
総 務 課 長	高 埜 英俊	秘書広報課長	加瀬 寿一
企 画 課 長	加瀬 正彦	財 政 課 長	平野 哲也
税 務 課 長	野口 徳和	市 民 課 長	木内 國利
環 境 課 長	平野 修司	保険年金課長	増田 富雄
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在田 豊
高 齢 者 福 祉 課 長	横山 秀喜	商工観光課長	神原 房雄
農水産課長	堀江 隆夫	建 設 課 長	米本 壽一
都市整備課長	島田 和幸	下 水 道 課 長	中野 博之
会 計 管 理 者	木内 孫兵衛	消 防 長	佐藤 眞一
水 道 課 長	堀川 茂博	庶 務 課 長	浪川 敏夫
学校教育課長	及川 博	生涯学習課長	花香 寛源
監 査 委 員 事 務 局 長	林 久男	農業委員会 事 務 局 長	小田 雄治
飯岡荘支配人	野口 國男	病院經理課長	鈴木 清武
病 再 整 備 室 長	鏑木 友孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮本 英一	事 務 局 次 長	石毛 健一
---------	-------	-----------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（嶋田茂樹） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、大きく5点ほどご質疑申し上げたいと思います。

まず、第1点目ですが、今回の第2号の補正につきましては、人事院勧告あるいは人事委員会に基づいての給与費の関係が中心だというふうに判断しております。そこで、当初組まれておりました職員の増減が、調べてみますと、若干の増減がございました。これにつきまして、当初予算と、現在、補正で組まれておりますそれぞれ給与費関係の職員の増減について、その理由についてお伺いをしたいと思うのが1点目であります。この増減につきましては、1名ないし2名の減員、1名ないし2名の増員といったことがありまして、トータルは4名の減員ということになりますけれども、その内容についてお伺いをするものでございます。

2点目につきましては、コミュニティバスの運行事業の内容でございます。ページは11ページ、本会議で説明がございましたが、内容的には平成20年度、ルートの再編によってテープの変更をするという内容とか、あるいは停留所の標識の購入等の予算が組まれているわけでございますけれども、経過については検討委員会等で検討された内容というふうに説明が

ございましたが、それでは、ルートはどのような変更がなされるものなのか、お示しをいただきたいと思います。また、ルートの変更につきましては、当然、市民の方々に周知をしなければいけないことが出てくるわけでありますので、周知については、いつごろ、どのような形で周知をしようと考えているのか、この点、お伺いをいたしたいと思います。

次に、3点目ですが、農業関係でございます。ページは20ページから21ページにかけて、若干お伺いをいたします。これから質疑する内容については、本会議でも説明がございました。また、自分の所管でございますので、大枠についてご質疑申し上げます。

まず、その1であります。20ページの農業振興費の農業振興事務費の関係で、19節の負担金補助及び交付金、生産育成事業の補助金が239万8,000円補正されております。これについては黄化葉巻病の防疫対策ということで伺っておりますけれども、これはいつごろ発生して、どのような被害があって、この情報については、早く察知したことによって防げたものかどうか、また、どのぐらいの被害があって今回補正になったのか、この辺につきましてお伺いいたしたいと思います。

次に、農業活性化推進事業の関係については、寄附金をこの事業に充てるということですが、もう少し詳しくお願いをいたしたいと思います。

経営構造対策事業については、万力Ⅱ期ライスセンター関係というふうに説明がありましたが、これは県の補助金によります新規事業というふうに伺っております。対象となる団体あるいは人数、そして、どういう経過でこの事業が進められていくものかお伺いをしたいと思います。

農業関係の最後ですが、21ページの畜産振興費の堆肥利用促進集団育成支援事業でございます。これも県の補助によって新規事業ということでご説明をいただきました。これもやはり団体あるいは対象者、どういう経過で事業が進められるものかお伺いをいたしたいと思います。

次に、22ページでございます。観光費のうち、長熊スポーツ公園整備事業についてお伺いをいたします。この長熊スポーツ公園整備事業につきましては、当初予算で250万円、委託事業として施設の関係の調査を行うということで予算組みされておまして、今回、補正として設計業務委託料724万5,000円ということで補正予算が計上されております。施設の調査については、どのようなことをされてきたのか。委員会の説明によりますと、釣り堀内の汚泥の堆積、護岸の関係、浮き桟橋の老朽化ということで施設の関係の調査を行っていくという話が問題としてあったものですから、それをやるという説明があったというふうに思っ

おります。その後の設計業務ということになるかと思いますが、この設計業務というものは、どういうことを委託するのか。また、今後、長熊スポーツ公園の整備事業としてはどのように整備をしていくお考えなのか、併せてお伺いをしたいと思います。

最後になりますが、23ページ、公園費の下宿ふれあい公園整備事業でございますが、これも新規ということでご説明がありましたが、この下宿ふれあい公園整備事業につきましては、設計業務並びに測量業務の委託料ということで898万8,000円の補正がされるようであります。この公園事業につきましては、なぜ補正を組むような状況があったのか。これについては基本設計ということで、前期の5年間で整備を行っていくということで記載はされておりますけれども、その内容について、どのようなお考えで整備しようということで補正で組まれてきたのか。また、これについては面積的にどのような状況にあるのか。また、整備の内容については、どのような整備をお考えになっているのかお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、人件費に関係してお答えいたします。

当初予算における職員数と今回お示しいたしました補正予算の職員数の増減の理由というお尋ねがございました。

当初予算における職員数でございますけれども、前年の予算編成時、財政ヒアリングが11月から12月にかけて行われますので、11月現在の職員数にその時点で想定できた次年度の増減見込みを考慮して計上しております。

それで、補正予算の職員数でございますけれども、これは本年度4月当初における実際の配置職員数でございます。今現在の職員数ということになるわけでございますけれども、年度途中で中途採用があれば増えるということもございまして、今はそういうことがありませんので、4月の職員数ということになるわけでございます。

全体の職員数でご指摘のように4名の減ということでございますけれども、その理由は、予算の編成後でございますが、採用通知を出した方の、その後での辞退ということもございました。それから、退職の申し出というものもございました。退職の申し出というのは、年度間で何名かある場合がございます。そのような事情がございまして、4名の減というふうになっております。

それでは、補正予算でございますので、その状況を簡潔に申し上げてみたいと思います。

まず、3 款の民生費でございますけれども、これは当初の198人から199人になっております。補正予算書の方は事業別になっておりますので、数字は載っておりません。款別でございます。当初が198人から199人になりました。増減はプラス1でございます。ほかの部分では、特に平成18年度からは定員適正化計画を実施しておりまして、職員の削減を図っておりますので、全体的には減少傾向ということで減っておりますけれども、この部分につきましては、地域包括支援センターが4月から始まりましたので、その保健師分として1名増員ということになっております。それから、5 款の労働費は1人減、それから6 款の農林水産業費は3人の減、7 款の商工費が1人の減、一般会計の合計で4人の減というふうになっております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、11ページのコミュニティバスの運行事業につきましてご説明申し上げます。

まず、基本的な考え方、ルートなんですけれども、これは9月の総務常任委員会でもご説明申し上げまして、その後、再度、検討委員会にかけたというものでございます。

それで、ルートということでございましたので、簡単にご説明申し上げます。

まず、旭地区でございますけれども、現在の運行ルートそのままを踏襲いたします。これは平成17年、18年に比べまして乗車実績が伸びておりますので、もうしばらく見きわめる必要があるのかなというふうに説明してございます。

それと飯岡地区なんですけれども、少し過大、本数が多いのではないかとご指摘がございまして、実際に便によりまして乗っている数を把握いたしましたところ、確かに少ない便が何便かある。その便につきましては、2便なんですけれども、これを減していくことといたしました。ルートについては、大きく変わりません。

それと、朝なんですけれども、駅から旭中央病院へ行くバスなんですけれども、これが同じ時刻に一部走っているところがある、重複しているということで、それは1台で適応ができるのではないかとご指摘ということで、それはうまく時刻を調整いたしました。ですので、ルートについては同じでございます。

それと海上地区なんですけれども、海上地区につきましては病院へのバスということで、旧干潟の萬歳農協のところから海上の根方をずっと走りまして旭中央病院まで行っていました。これが東庄地区を一部走るとご指摘ということで、よその町を走ることがどうなのかということ

で、そこの走る分を台地に回したらどうだろうという考え方が示されまして、旭中央病院を出発いたしまして、海上の地区だけ、台地から従来の根方の県道を走って戻ってくる。それと、JAの萬歳支所まで旭中央病院から回送便が出ていました。この回送便についても、当然費用がかかるということで、その分の費用で台地を回る分が賄えるのかなということでございましたので、そういうルート設定をいたしました。

それと、干潟地区なんですけれども、ここにつきましては、香取市との共同運行の廃止ということがございました。その便、旭中央病院まで行く便が栗源から出ておりましたので、それからJAの萬歳支所から出発していた海上経由の便がなくなるということで、そこを全部拾うような形で、集落の張りついているところ、いわゆる萬歳から中和、古城、その辺を全部拾って、干潟駅と旭中央病院をうまく結ぶ、そういったルート設定をしております。

ただ、干潟地区につきましては、あくまでも乗車の実績が、初めてのルート設定ということで見込めるかどうか難しいところがございます。ですので、検討委員会の中では、あくまでも試行運行をしてみたらどうだということで、これについては国庫補助申請をして、うまく財源調整しながら試行してみたらどうだということでご理解をいただいたところでございます。それに基づきまして、今回、補正をさせていただいて、これから新年度の予算の協議をさせていただく、そのような形になっております。

それから、周知についてですけれども、当然、干潟、海上地区につきましては大幅に変わるということで、ここにつきましては予算の成立をにらみながら、広報、それから世帯全員への時刻表の配布とか、そういう形で周知を図っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業関係につきましては4点のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

1点目の黄化葉巻病対策の関係でございます。これにつきましては、国内で2年くらい前に病気が発生というようなことでいろいろ報道されておりました。その間、県の農林振興センターあるいはJA等と、管内にこういうものが入ってきてはいけないということで、いろんな農業者への指導等は徹底をしておりました。ただ、2年くらい前からやりまして、農業者の中に危機感がなかった。そんな地域もあったということで、本年3月に越冬栽培で初めて市内でこの病気が確認をされております。

ただ、地域によりまして、特に飯岡地区のトマトの栽培農業者につきましては、県からの

いろんな指導に基づきまして、0.4ミリの防虫ネット等を農家の方が積極的に対応されまして、比較的この管内では、今、発病が少ないということで確認をされております。

ただ、管内、約132町歩のトマトが栽培されているといわれているわけですが、県の振興センターの確認によりますと、ほとんどの農家が病気が入っていると。中にはもう5割以上、あるいはトマトをやめてキュウリに移行したという農家があるということで、ほとんどというようなことで我々は、今、確認をしております。

今後、こういうものにつきましては、農業者への指導はもちろん、本事業の中で家庭菜園の農家の方にもご協力をいただいて、市内全域でこれを撲滅をしようというようなことで、今回、予算計上させていただいたものでございます。

それと、農業の活性化事業につきましては、市内の農業者の方からの篤志寄附、農業振興へという寄附金の目的に沿いまして、担い手育成支援協議会の中で、担い手農家へのいろんな研修会あるいは講演会等を実施をしたいということで考えています。特に、その中では郷土の偉人であります大原幽学先生に学ぶいろんなことも必要かなということで、担い手育成支援協議会が主体となりまして、本予算を使いまして大原幽学先生の功績に対しましての部分で、農家へのいろんな研修会を開催してみたいと考えております。

それと経営構造対策事業でございますけれども、これにつきましては万力Ⅱ期地区の中で2団体、平成20年以降、ライスセンターをつくりたいということで、国の指導に基づいてやっております。今回は県の指導に基づきまして、事業の前に実施設計あるいは土質の調査をしたい。具体的には、新発田の地区と三軒家の地区、それぞれ2地区予定をしております。新発田地区につきましては10戸、三軒家につきましては5戸の農家が参加予定で現在進んでおります。

それと、堆肥の利用促進集団育成事業の支援事業であります。これにつきましては、家畜排泄物法が平成16年11月1日に完全施行されております。そういった中で堆肥化の施設が急速に進む一方、堆肥の利用促進が地域の課題となっている。そんなことで、県の補助事業を活用しまして、堆肥を散布をする作業機械を導入するものであります。足川の機械利用組合組合員12名で本事業につきまして取り組みをしまして、県の2分の1の補助事業を活用させていただくということで考えております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、長熊スポーツ公園の整備事業について、何点かお答

えいたします。

初めに、当初予算で組みました250万円の基本調査の内容についてということでございますが、主なものを申し上げますと、全体の現状の把握ということの中で、掘削をするわけですが、それが可能かどうかというようなボーリング調査、それから浮き栈橋の部分、フェンス等の構造の検討、それから一番大きな問題として、発生土を利用する方向での工法についてでございます。これが当初予算の基本調査の主な内容でございます。

続いて、22ページになりますが、今回、設計業務を補正でお願いしてございます。長熊スポーツ公園の整備につきましては、平成18年、19年度と地元関係団体、利用団体と協議・検討を重ねてきております。ある程度調整も整ったということの中で、また、地元からの強い要望もあることから、来年度に工事を実施するための実施設計を今回お願いするものでございます。実施設計につきましては、当然、来年工事を実施するための実施設計ということで、工事の計画図、設計書等の作成を行うということでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 下宿ふれあい公園でございますけれども、議員よくご存じのとおり、この事業は新市建設計画、総合計画の中の5か年の前期計画の中に載っております。ちょっと早くなったんですが、現在行っていますあさひ健康パーク整備は本年度で完了いたします。それから、市内の公園整備の均等を図るために、前倒して整備の計画をいたしました。

補正なんですけれども、この整備に当たりましては、有利な補助金を活用するためには、年度当初に早く手を挙げなければならないと考えております。それで平成20年度に千葉県の事業認可を取得しまして事業をスタートする予定でございますけれども、補助金を申請しました事業はスタートできないでは困りますので、今年度、この議会で補正をさせていただきまして、申請に必要な事業区域の測量と設計等の策定をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この計画の内容でございますけれども、整備内容は面積は確定ではございませんけれども、約9,500平米でございます。施設としましては、主な施設でございますけれども、多目的広場、芝生広場、トイレ、駐車場、そういったものでございます。平成20年度、21年度、2か年で整備を行っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番(神子 功) それでは、再質疑させていただきます。

順を追って、了解したところについては質疑をいたしませんけれども、多くが所管の内容でございますので、詳しいことについては、また所管の方でご質疑を申し上げたいと思います。

そこで、まず1点目の総務関係でございますが、そうしますと、4月に当初で組んだ内容については実際に配置をした内容で、その中で途中採用はないけれども、内容的に採用を辞退したとか退職の申し出、これらによって若干変わってきたということですが、そうしますと、1名から2名、それからプラス、1名から2名の減員ということについては、業務的に支障があるような内容ではないという判断でよろしいかどうかの確認が一つと、それから、今回、補正の内容をずっと見てきたんですが、額的にはかなり増減しているものもありますけれども、その中で特に一つだけ費用が漏れているというふうに判断できるか分かりませんが、図書館費の給与費が、ずっと見てきたんですけれども、どこにも見当たらないわけです。これについては、例えば民生費の社会福祉総務費の関係する給与費については、22名から21名の1名の減員ですけれども、99万7,000円という増額になっている内容を考えますと、図書館費については、では、どの辺の増減があったのかなと。足していきますと2名が足りないわけなものですから、恐らく2名ではないかというふうに判断はいたしますが、その点、今後、補正にももしも変更があるとすれば、補正に今後出てくるのかどうか。今回のっていなかったことについては、どういう内容なのか、その点お示しをいただきたいと思ひますし、さらに、今回、給与費の改定ということがありましたので、今後、3月の補正では給与費関係については補正が大幅に減る、あるいは増えるということはないというふうに判断しているんですけれども、その点はいかなるものか、その辺の確認をさせていただきたいと思ひます。

給与関係は以上でございます。

コミュニティバスの関係につきましては、概略分かりました。いずれにしても、市民の方々が有効的に使っていただきたいということになると思ひますので、この辺は周知がはっきりできるようにしなければいけないということを十分に検討していただいて、その対応をお願いしたいと思ひます。

農業関係につきましては、所管ですから、これはまた詳しく所管でお伺ひいたします。

下宿ふれあい公園整備事業について、所管でありますので、もうちょっと質疑をしたいと思ひます。

今、内容的にお伺いさせてもらいましたけれども、これは決論的には、来年度に向けて、なるべく早目に県の事業認可を受けて、それで効率的な整備をしていきたいということだと思います。私も手元に持っておりますけれども、基本計画の中には確かに載っております。そうしますと、公園整備に当たりましては、現在、市民一人当たりの公園面積というものは7.2平米というふうになっておりますが、5年では目標が9.0平米ということになります。この下宿ふれあい公園整備事業を完了した場合には、7.2平米から、どの辺のところに目標が近づくのか。この辺、検討していれば、お願いをしたいと思いますし、また、これらを含めて平成19年あるいは20年の計画も含めて、この目標についてはどの辺の目標までいくのか。あるいは、さらに5年の計画ということで、詳しく公園整備は聞いておりませんが、9.0平米に予定をしている内容というのは、どういう事業が今後組まれるものか、お分かりであれば、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私の方から人件費関係、三つご質問があったと思いますが、まず1点目は、予算組みから人員配置でトータルで4名減ということで、業務において影響が出ていないかというご質問でございますけれども、影響は出ておりません。大丈夫でございます。

それから、2点目でございますけれども、今回の人件費の補正の中で図書館費が補正してございません。その理由でございますけれど、図書館費、補正いたしますと補正予算書の26ページに載るわけでございますけれども、これは人数的には2人で変わっておりません。人事院勧告による影響額を含めました場合でも、今後の支出見込額が現計予算の枠内で納まるという見込みでございますので、今回は補正を行っておりません。具体的に申し上げますと、影響額としては4万円程度というふうに見ております。ですから、大丈夫だということでございます。

それで、人件費でございますけれども、いろんな手当関係がございます、例えば扶養手当なども年度の中で増減いたします。それと時間外手当、これが最も大きく動くものなんですけれども、業務の状況によってはかなり増減いたしますので、予算組みにおきましては常に若干の余裕を持っておりますので、その中で賄えるというふうに考えております。

今回の補正でございますが、下水道会計におきましては補正があります。これは人数が変

わったわけではございませんで、人が入れ替わったことにより、たまたま足りなくなったもので補正するんですけれども、その他の特別会計、国民健康保険、介護保険、農業集落排水、水道、国民宿舎につきましても、今回の人事院勧告に対応いたしましても当初の枠内で納まるという見込みですから、補正を行っていない状況でございます。

したがいまして、3点目ですけれども、3月補正で人件費の補正はないだろうねということなんですが、3月補正では増額補正はもう間に合いませんので、それはありません。それから、先ほど申し上げましたように、若干余裕を持っておりますので、最終的には余るのだろうと思いますけれども、今のところ、減額も考えておりません。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、公園整備についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられました一人当たり7.2平米ということでございますけれども、下宿ふれあい公園が整備されますと、当然、これよりは若干、数値は7.幾つかに上がるかと思っております。

今後の目標でございますけれど、これは都市計画法で市民一人当たり10平米というのが目標になってございます。私どもは、当然、この一人当たり10平米に向かって努力していきたいと考えております。

これからの公園整備は、旧干潟町、旧海上町から引き継いだ公園の整備計画がかなりございます。これらは、平成22年度をめどに都市計画の変更を予定してございます。それらを見きわめて、都市計画の変更後に有利な補助金等を利用しまして、順次、財政状況等を見ながら計画的に整備していきたいと考えてございます。

それで、公園面積、この7.2平米には供用されていない部分はまだ入ってございませぬので、例えば文化の杜公園とか、これから整備しますとかなりの面積がこれに加わってくるものでございますので、数値としてはかなり目標の数値に近づくかなと思っております。

以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、1点だけお伺いをいたしたいと思います。

今回、この旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例が出てきておりますけれども、内容的には都市計画法の第16条第2項の規定によって、地区計画等の案の作成手続に関して必要な事項を定めるということになっております。この地区計画等の案というのは、都市再開発法ということになると思います。この第2条、第3条、第4条、委任も含めて第5条ということで、これが施行された場合に、今後、どのような形で地区計画等の内容が進められるのか。現在、お考えになっている点につきまして、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） この制度でございますけれども、昭和55年にこの地区計画制度というのは制定されてございます。どういうものかといいますと、この地区計画を利用してまちづくりをするには二つの方法がございます。これは都市計画区域内での制度でございます。例えば用途地域が敷かれているところ、用途地域といいますと、かなり面積が大きいのですから、その中でスポット的に、例えば住宅街があって、そこに大きな高い建物が建てられたら困るので、地区の住民がそういうのを建てられないようにしようというのが地区計画でございます。これは規制を強化する方の地区計画なんです。逆にもう一方は緩和する制度がございます。この地区計画では、規制の緩和と規制の強化の二通りの使い方があります。先ほど申したのは規制の強化で、もう一つは規制の緩和。例えば住宅街にパチン

コ屋を建てたいという場合、その用途では建てられません。住居地域にはパチンコ屋は建てられません。でも、地区の住民が何かの理由でパチンコ屋があってもいいではないかということになれば、この地区計画の制度を利用して緩和をして建てることのできるのです。こういった制度なのです。要は、小さな区域を設定して、そこで住民の意見に基づいたまちづくりを行っていかうというのがこの制度でございます。

昭和55年以来、この制度はいろいろ改定されてきまして、平成14年には地区の住民から提案ができるという制度になりました。さらに平成18年には開発事業者、開発行為を行った経験がある方も提案ができるということになりました。提案ができるというのは、この地区はこういうまちづくりがいいのではないのでしょうかという提案です。今までは提案というのはなかったのです。どちらかというと地区計画は行政主導型だったのです。それを今度は住民主導型にするということができましたので、この条例を制定させていただきました。

今後すぐにこの制度が適用されるというのは見当たりませんが、住民の方からそういう提案等ございましたら、十分検討していかなければならないと思ってございます。本当にこの制度というのは、小さな区域でよいまちづくりができるという制度でございますので、住民からの提案がございましたら、十分尊重しまして、活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、第2条に掲げてあります地区計画等の原案の提示方法ということで市長は云々となっておりますけれども、今ご説明をいただきますと、民間の方々ができるものだというふうにお話をいただきましたが、この作成手続に関する条例が施行された場合に、行政との関係というのは、第2条で掲げられていることからした場合に、どういう判断をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 住民の提案ができるにもいろいろ条件がございます。その条件としましては、0.5ヘクタール以上の区域内に住んでいる方、またはそこに借地権があるとかいろいろな利害関係を持った方の3分の2以上の同意があって提案できるものでございます。それから、開発事業者は、過去に0.5ヘクタール以上の開発行為を行った経験がある方が提案できます。ですから、だれでも提案できるというものではございません。そういった

条件がございます。その提案が出てきましたら、市では、それに沿って、よいかどうか判断しまして、原案をつくりまして、それを提示していくということになります。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） この法に基づく第16条では「公聴会の開催」というふうにうたってございまして、その第2項では「都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法、その他政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案にかかわる区域内の土地の所有者、その他政令で定める利害関係者を有する者の意見を求めて作成するものとする」ということになっております。そうすると、この意見を求めてということについては、当然、今、ご説明があったように求めるわけですが、第2条、第3条の関係では、縦覧をしなければいけないという内容が第2条、第3条については説明会の開催ということで、広報紙とか説明会の開催ということになっておりますけれども、この辺との兼ね合いについてはどのように判断したらよろしいのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） その地区の住民から提案がございまして、それを市の方で、それに基づいてまちづくりを行っていただくという原案をつくりまして、それで、今度はその地域内の方に原案を提案します。その地域内の方から3分の2で提案をいただきまして、原案をつくらせて提示しまして、その地域内のほとんど全員に近い賛成の同意でなければ、その案は、結局、都市計画として、よいまちづくりとしていいのではないかとすることは採用しないということになります。皆さんの提案はいただきましたけれど、その地域内の方のほぼ全員に近い賛成がなければ、この計画は実行にいくということはまずないと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制

定について、2点ほどご質疑申し上げます。

まず、条例の中に書いてありますが、指定管理者の関係でございます。第8条に「市長はパークゴルフ場の管理運営上必要があると認めるときには、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にパークゴルフ場の管理を行わせることができる」というふうに書いてありますが、現在、市長はどのようにお考えになっているのか。これがまず第1点です。

それから、2点目ですが、後段で出てきますけれども、今回、議案として市の公園にあさひパークという公園が設定をされます。内容的にはゴルフ場がほとんどだというふうな感があるわけですが、この公園という位置づけからいたしまして、その中の条例を見ますと、競技会とかという、そういった内容で許可をいただきたいということも盛り込んでおられます。そこで、今回、あさひパークゴルフ場の設置をするわけですが、ここには別表の中に、団体の場合には、一般、1回当たり400円とかという設定もしてあるわけですが、競技会の扱いというのは、仮にパークゴルフ場に来て、お借りしますよということも考えられると思いますけれども、あさひ健康パークという全体の公園をお借りして競技をしたいということが発生した場合に、どちらでもとれるような感じになります。仮に市の公園ということで占用したいということになった場合に、競技会という位置づけからしますと、その利用料金とか使用料についてはどのように判断をするのか、この点、検討してあれば伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、パークゴルフ場の指定管理者について、私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

私は、パークゴルフ場は、隣にある健康福祉センターと一体化をして、市民の健康づくりの場として活用いただきたいというのがまず第一でございまして、そういった観点から考えまして、より効率よくこれを管理をしていただくには、健康福祉センターの管理をお願いしております福祉協会に指定管理者をお願いするのが、今の段階では一番いいのではないのかと考えております。両方併せた管理体制を敷いていきたい、そのように考えています。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 申し訳ございません。公園の中の行為ということでよろしいですよ。

(「はい」の声あり)

○**都市整備課長（島田和幸）** 今回、福祉センター、パークゴルフ場、一部生活環境保全林を含めまして3.6ヘクタールの面積で市立公園として位置づけをさせていただきます。実際、パークゴルフ場はその中で2.9ヘクタールでございます。そのほかが福祉センターと生活環境保全林になります。もちろん市立公園の中にパークゴルフ場は設置条例あります。市立公園条例によります公園内行為というのは、その公園内にある施設は別にして、施設以外の、例えば駐車場とか多目的広場とかといったところにおける行為の使用でございます。ですから、今度できますパークゴルフ場においては、パークゴルフ場と福祉センター以外においての駐車場とか広場においては、公園内行為による使用になるということになります。

○**議長（嶋田茂樹）** 神子功議員。

○**24番（神子 功）** 今回、条例の関係でパークゴルフ場の設置、公園の設置ということがあったものですから、将来、問題が発生したらまずいなという観点から、今、お伺いさせてもらっております。したがって、パークゴルフ場について競技会をやるということであれば、料金設定に基づく競技を行うということによろしいのか。そしてまた、公園を借りる場合に、市の公園という条例を見たときには、要は物を売るとかいろんな行為が掲げられております。それで、申請が出てきたときに判断に困ったらまずいなという点が自分としてはあったものですから、その点、今日、お伺いしたわけでありまして、その辺の問題がないようにするというのであれば、よろしいかと思いますが、その辺の見解で、市の公園ということで考えた場合に、競技もすることについて申請をということになりますと、片一方はパークゴルフ場に施設を使いたいということで使用料を払って使う、片一方は残りの部分とかを含めて公園を使わせてくださいといった場合に、どう判断するかというのが疑問に思ったものですから、その点の考え方をお聞かせいただきたかったわけです。分別がつけるように自分としては考えているんですが、その点はどのようにしたらよろしいか、今現在のお考えをお示しいただければと思います。

○**議長（嶋田茂樹）** 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** 当然、今、議員おっしゃられましたように、それははっきり区別させていただきます。公園の中の使用料が決まった施設以外のところについて、業として行わない場合、ただ行って、そこで遊んだりする場合は、当然お金はかかりません。その中でお店を出したりする場合は業ですから、公園の使用手数料が決まっておりますので、その

お金はいただくことになります。

以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2点ほどお伺いいたします。

今回改正する条例の別表につきましては、改正前の内容を見ますと大学生ということがございました。これが大学生というのが記載されていたものが全部取り除かれているということを考えますと、一般の扱いをするのかなというふうには考えられるわけですが、その点はどうのように判断をしたらいいのか。これがまず第1点です。

それから、全体的にそれぞれ使用料が定められました。改正する前の状況については、かなり複雑な状況だということは現在の例規集の中では分かります。そこで、担当課長の方からは、4点ぐらいの中でどのように検討してきたかということで説明があったわけですが、その中で料金を決めた根拠といたしますか、考えられることは他市町村の使用料を参考にしたとか、最終的には社会関係の委員会を持って、それに諮ったということで結ばれておりますけれども、この料金を決めた経過について、細々したことは申し上げませんが、統一を図った根拠というのはどういったことなのかについてお示しをいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、市内体育施設につきましては、合併後は、市民が利用する場合、すべて市内料金に

なったこともありまして、旧市町の枠を超えて、さまざまな施設を利用されるようになっております。そういう観点から、各施設間において格差を生じないよう、不公平感をなくすためにも見直しが必要と考えまして行うものでありまして、まず、ご質問の大学生の関係でございますけれども、これについては一般の扱いとさせていただきます。

それと、全体的な数値的な根拠でございますが、基本的には現行料金を基準に考えております。施設の状況等により、ある程度差を設け、設定させていただきました。なお、他市町等も参考にいたしました。

それで、これは各施設によって根拠といえますか、算定の方法ですけれども、まず市内5か所にあります野球場ですが、旭スポーツの森公園野球場と海上コミュニティ運動公園野球場については、比較的新しく、設備内容も整っているため、現行とほぼ同じ1時間当たり、一般を600円、高校生以下を300円とさせていただきました。

それと、飯岡と干潟の野球場については、旭スポーツの森公園野球場と海上コミュニティ運動公園野球場よりは、施設及び設備内容も若干古いことから、1時間当たり、一般を400円、高校生以下を200円とさせていただきました。

あと、もう一つ、蛇園地区にあります海上野球場ですが、これは照明設備也没有ありません。市内野球場では最も古い施設であることから、1時間当たり、一般を300円、高校生以下を200円と設定させていただいたものです。

次に、市内に4か所あります庭球場について申し上げます。

まず、旭スポーツの森公園庭球場ですが、コートも6面あり、設備も整っていることから、市内の庭球場としては利用者が最も多くなっております。この庭球場の現行料金については、一般で申しますと1時間当たり500円でございます。ただ、干潟地区にあります県の施設である東総運動場の庭球場料金が200円となっていることから、利用者から、もう少し安くないのかとの声がありましたので、今回、一般を100円下げまして400円、高校生以下を現行と同じ100円と設定させていただきました。

その他の海上、飯岡、干潟地区にあります庭球場については、施設的には3施設とも同程度であります。旭スポーツの森公園庭球場よりは施設並びに設備も古いことから、一般を300円、高校生以下については100円としています。

次に、3か所あります体育館については、まず、旭市総合体育館につきましては、ほぼ現行どおりでございます。海上体育館につきましては、旧海上中学校の体育館でありまして、本年4月より社会体育施設として利用しているものでございますが、建築後28年経過し、施

設的にはかなり古い施設です。料金的には、現行の夜間使用料金とほぼ同じ、一般を1,300円、高校生以下を400円とさせていただきました。また、飯岡体育館につきましては、昨年、床を全面改修したところでもあります。海上体育館よりは若干新しいことから、一般を1,500円、高校生以下を500円とさせていただきました。

そのほか体育施設では、旭弓道場及びいいおかふれあいスポーツ公園にありますソフトボール場、サッカー場、多目的広場がございますが、これら施設については単独施設でありますので、調整の必要はございませんので、一般と高校生以下の区分変更と、単位を1時間単位にした変更のみで、料金については、ほぼ現行どおりでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 根拠につきましては、だいたい分かりました。

そこで、もう1点、全体的な備考欄に、使用料が1時間に満たない場合は1時間とするということになっていますのは、照明関係は、30分につき幾らという料金の設定がありますが、この使用時間が1時間に満たない場合は1時間とするということについては、どう判断したらよろしいのか、1点だけ確認いたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 確かにこれは全施設共通事項として備考欄に掲げてあるものですが、1時間に満たない時間は1時間とするとあります。基本的には1時間未満の使用に関しては、すべて1時間とみたいということです。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 質疑をしたのは、例えば照明についてはこの限りでないとかというふうになっていればよく分かるのですが、照明が30分となっていますよね。そうすると、1時間に満たない場合1時間とするということになると、例えば旭スポーツの森公園の野球場については照明料が30分につき3,000円となっていますけれど、6,000円なんですかとなってしまうわけです。ですから、そういった意味で照明についてはどうなんですかという疑問をしました。ですから、照明については触れていないものですから、場合によっては、その辺は別のことではっきり分かるようにした方がいいのではないかなと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） その辺のところははっきりさせようと思っております。

なお、コインの30分とかあります。あと、海上地区については、2時間のカードの使用。それらは残った場合には使用できますし、干潟のあれについては30分単位のコインですので、その辺で対応をお願いしたいと思っています。

（「議長、もう一回、いいですか」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今のお話を聞いていますと、照明についてはコインでやっているから、この限りでないという判断ができるわけです。ですから、そういったことがどこにもないとなれば、見た人は分からないわけですよ。せっかく条例の別表を変えるわけですから、照明についてはこうですよどこかでうたわないと。コインですよということが分かれば、それでもうオーケーなんですね。ですから、その辺、分からなかったものですから質疑したわけで、それが分かるように何かで補うことができるとすれば、それで補ってもらいたいとは思いますが、質疑なもので、その点は委員会の方でよく委員の皆さんと話をさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、1点だけご質疑申し上げます。

今回、改正する条例につきましては、第4条を削り、第5条を第4条とするというものでございますが、説明によりますと、新防災計画によって県の協議が終了し、そのことによって本部は置かなくてもいいというような内容の説明がございました。そこで、新防災計画ということについては、現在、どのような進捗を見ているのか。恐らく成果品になってきているものと思いますけれども、新防災計画についてどのような状況なのか、また、できているとすれば、それはどのように議員の方にもお示しいただけるのか、この辺について伺いをいたしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、旭地域防災計画についてお答えいたします。

市の地域防災計画でございますけれども、これは災害対策基本法第42条に基づきまして、市の防災会議が作成するものでございます。

その経緯でございますが、平成17年11月から地域防災計画の素案を、消防本部を主体にいたしまして作成に着手いたしました。そして、平成18年7月13日に第1回目の防災会議を開催いたしまして、素案を検討していただきました。その後でございますけれども、その検討していただきました結果を地域防災計画案といたしまして、県と事前協議を3回行っております。

なぜ県と協議するかということでございますけれども、やはり先ほど申し上げました災害対策基本法第42条に規定がございまして、都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならないという規定がございまして、それと、広域的な連携を図るという意味合いもございまして、県と協議を行いました。

その後、今年度に入りまして、平成19年7月4日、第2回目の防災会議を開催いたしまして、地域防災計画といたしまして一応の決定を見ております。

先ほど申し上げましたように、県との協議が必要でございますので、その後、8月から県

との本協議に入りまして、10月30日付で県から承認を受けております。その後、印刷に着手いたしました。これは12月に入ってからでございすけれども、印刷に着手いたしまして、1月中に納入予定というふうになっております。ですから、成果品ができましたら、2月ごろになると思いますけれども、議員の皆様方にもご説明する場を設けたいと思っておりますし、併せましてホームページ等で要旨の公表もしたいと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第12号直接審議（先議）

○議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。議案第12号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第12号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第12号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第6号、議案第9号、議案第10号の4議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第7号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第11号の6議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、18日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長（嶋田茂樹） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会に提出されました陳情は、陳情第4号から陳情第7号までの4件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会は、陳情第4号の1件であります。

文教福祉常任委員会は、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号の3件であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました陳情は、18日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、10日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時29分